

総務部

No. 3

制度名	個人番号カード交付事業費補助金	主管課名	市町村課 行政 G			
		問合せ先	029-301-2457			
目的・趣旨	通知カード及び個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図る。					
〔対象団体〕 市町村						
〔対象事業〕 通知カード等の作成・発送事業、個人番号カードの製造・発行事業及び個人番号カードの申込処理事業等。						
〔補助要件等〕 総務大臣は、交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、これを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定する。						
〔対象経費〕 市町村が、通知カードの作成・発送や個人番号カードの製造・発行といった事業を地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に委任するかわりに、J-LIS に対して支払う交付金。						
〔補助限度額等〕 再交付した通知カード及び個人番号カードの枚数に一定の手数料を乗じた額等を、交付金として J-LIS が対象市町村に請求する額から除した額。						
〔経費負担割合〕						
区分	国	県	市町村	その他		
事業主体：市町村	10/10	—	—	—		
〔30年度当初予算額〕（国） 12,760,000 千円	〔30年度補助対象団体〕 平成30年度4月頃決定予定					
〔備考〕						

